

## 指 名 停 止 一 覧 表

令和2年3月10日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備 考
大阪府大阪市浪速区敷津 東一丁目2番47号  株式会社クボタ 代表取締役 北尾 裕一	令和2年3月10日から 令和2年4月9日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	左記業者及び社員は、日本下水道事業団が発注した尾道市浄化センター汚泥処理設備工事その5において、平成30年12月20日に下請業者の作業員が墜落した事故に関し、災害防止のために必要な措置を講じなかったとして、令和元年9月25日、岡山簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けた。  このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。